



今月のテーマ **生前贈与加算制度の改正**

被相続人が亡くなる間際に行われた財産の贈与については、被相続人の相続財産にプラスして相続税を計算する生前贈与加算という制度があります。令和4年12月に公表された令和5年度の税制改正大綱において、本制度について少々厄介な改正が行われる予定です。今回は改正前の内容も踏まえて生前贈与加算の改正についてご紹介いたします。なお執筆時点において国会審議前の法案であることから改正の内容に変更が生じる可能性がある点を踏まえてお読みください。

1. 従来制度の概要

(1) 内容

相続又は遺贈により財産を取得した人が、被相続人から相続開始前3年以内に暦年贈与(年間110万円までの贈与であれば贈与税が課税されない贈与をいいます)によって財産を取得しているときは、その人の相続等により取得した財産に贈与を受けた財産を加算して相続税が計算されます。これは相続の発生前に駆け込みで贈与により財産を移転し、相続財産を減らすことにより、不当に相続税の負担を軽減させることを防止するためです。

(2) 贈与財産

この制度の対象となる贈与財産は、相続開始前3年以内に暦年贈与されたものであるため、贈与した財産の相続税評価額が基礎控除額の110万円以下で贈与税がかからなかったとしても、その贈与財産も対象になります。

なお、次のような財産については加算する必要はありません。

- 贈与税の配偶者控除の特例対象となる財産のうち、配偶者控除額に相当する金額
- 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- 直系尊属から一括贈与を受けた結婚子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

(3) 贈与税額控除

加算された贈与財産に係る納付すべき贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されます。

2. 改正後の概要

(1) 改正内容

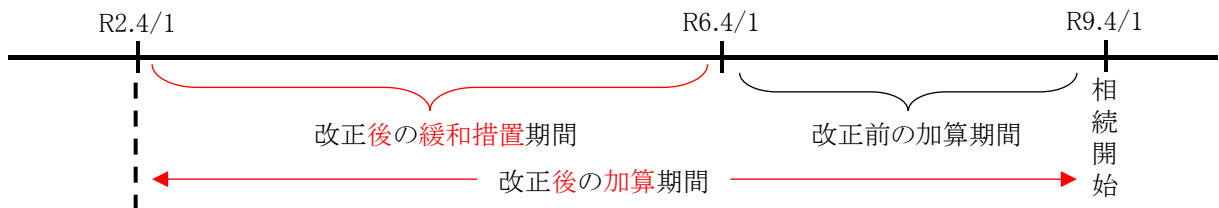
令和5年度の税制改正において、生前贈与の加算対象期間が7年間に延長されることになりました。本改正は令和6年1月1日以後に行われる暦年贈与から適用される見込みです。

(2) 緩和措置

相続開始前3年以内に暦年贈与により取得した財産以外、つまり相続開始前4～7年の間に取得した財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除することができる見込みです。注意が必要なのは相続開始前4～7年の4年間で100万円×4年の400万円が控除できるわけではなく、あくまで控除できるのは100万円だけという点です。

(3) まとめ

例えば、令和9年4月1日に相続が発生した場合、改正後の生前贈与加算の対象期間などは下図になります。



3. 注意点

これまででも相続税対策の一つとして暦年贈与による生前贈与はよく行われてきましたが、加算対象期間が最大7年間延長されたことでハードルが上がりました。今後はより計画的に、より慎重に行う必要があります。

また、過去7年間の贈与の事実を忘れないようにするために、現金などで生前贈与を行う際には贈与契約書を作成して保管し、通帳などにメモを残しておくことが重要となります。